

平成16年6月30日

## 第8回インフルエンザワクチン需要検討会の検討結果について

平成16年6月30日（水）16時から第8回インフルエンザワクチン需要検討会が開催され、厚生労働科学研究班において実施した医療機関等調査及び世帯調査の結果報告を行い、次シーズンのインフルエンザワクチン需要の検討を行った。

また、次シーズンのインフルエンザワクチンの安定供給に関する対応について検討を行った。

## 1. 調査結果概要

## ①医療機関等調査

抽出医療機関に対し、15年度の世代別のインフルエンザワクチン接種人数、接種回数及び次シーズンの需要量の調査票をシーズン前に発出し、シーズン終了後に回収。以下の需要見込本数を算出。

	最大値	最小値
幼児・児童（13歳未満）	646万本	646万本
成人（13～64歳）	627万本	565万本
高齢者（65歳以上）	625万本	606万本
合計	1,898万本	1,817万本

- (注)・最大値は、幼児・児童が2回接種、成人及び高齢者の1回接種・2回接種の割合が現状通りとした場合。  
・最小値は、幼児・児童が2回接種、成人及び高齢者が1回接種とした場合。

## ②世帯調査

世代別に住民への郵送によるアンケート調査をシーズン終了後に実施し、以下の需要見込本数を算出。

	最大値	最小値
幼児・児童（13歳未満）	537万本	520万本
成人（13～64歳）	661万本	613万本
高齢者（65歳以上）	613万本	572万本
合計	1,811万本	1,705万本

- (注)・最大値は幼児・児童が2回接種で6000円、成人は1回接種・2回接種の割合が80%が1回接種、20%が2回接種とした場合で1回の接種費用が3000円、高齢者は1回接種で1000円とした場合。  
・最小値は幼児・児童が2回接種で8000円、成人は1回接種・2回接種の割合が80%が1回接種、20%が2回接種とした場合で1回の接種費用が4000円、高齢者は1回接種で1500円とした場合。

## 2. 次シーズンの需要検討結果

今回の医療機関等調査と世帯調査によってワクチンの需要を調査したが、両者の需要予測はかなり近似しており、その信頼性は高いものと考えられる。両調査の結果、本年度のワクチン需要は、1,705～1,898万本程度と考えられる。一方、本年のワクチンメーカーの製造予定量は、1,996.5万本であり、その需要に見合うだけの供給はなされるものと考えられる。

なお、インフルエンザワクチンの実際の需要は、マスコミ報道、流行状況等の様々な要因によって変動する可能性があることを考慮すべきである。特に、昨シーズンの需要動向においては、SARS（重症急性呼吸器症候群）問題に対応した接種勧奨と鳥インフルエンザ発生の影響があったと考えられる。上記の世帯調査において、これらの影響を考慮した上での平成16年度の需要見込本数として、SARSの国内患者発生の場合には各世代計で1,887～1,998万本、鳥インフルエンザの国内患者が発生した場合は1,815～1,921万本が予測されている。

### <参考>

今年度のインフルエンザワクチン製造予定量は、現時点でワクチンメーカー4社あわせて計1,996.5万本である。しかし、インフルエンザワクチンの製造量は、ウイルスを鶏卵で増殖させて製造するため、ウイルスの増殖力、気温、鶏卵の質等に大きく影響を受けるため、この製造予定量はあくまでも現時点の目安である。

## 3. 次シーズンのインフルエンザワクチンの安定供給に関する対応について

昨シーズンの経験にもとづき、次シーズンのインフルエンザワクチンの安定供給に関する対応策は、以下のとおりとする。なお、厚生労働省は、これらの内容を都道府県、日本医師会、国公立病院、製造業者等の関係者に周知する。

### [都道府県]

- シーズン前に、関係者からなるインフルエンザ対策委員会を開催し、前シーズンにおける課題の抽出及び今シーズンにおけるワクチンの安定供給等に関する対策を協議する。
- 各都道府県が主体となり、管内の在庫状況を短期間に把握することが可能な体制をあらかじめ確立する。
- 各都道府県はワクチンが不足した場合のワクチンの融通方法をあらかじめ取り決める。
- すべての医療機関に対し、返品による弊害を周知し、返品を行わないよう協力を求める。また、製造業者、販売業者及び卸売販売業者に対し、返品制度の改善を求める。なお、状況によっては、厚生労働省は多量にワクチンを返品した医療機関名を公表することも検討する。
- 医療機関に対し、ワクチン不足時にワクチン融通への協力を求める。

[製造業者及び販売業者等]

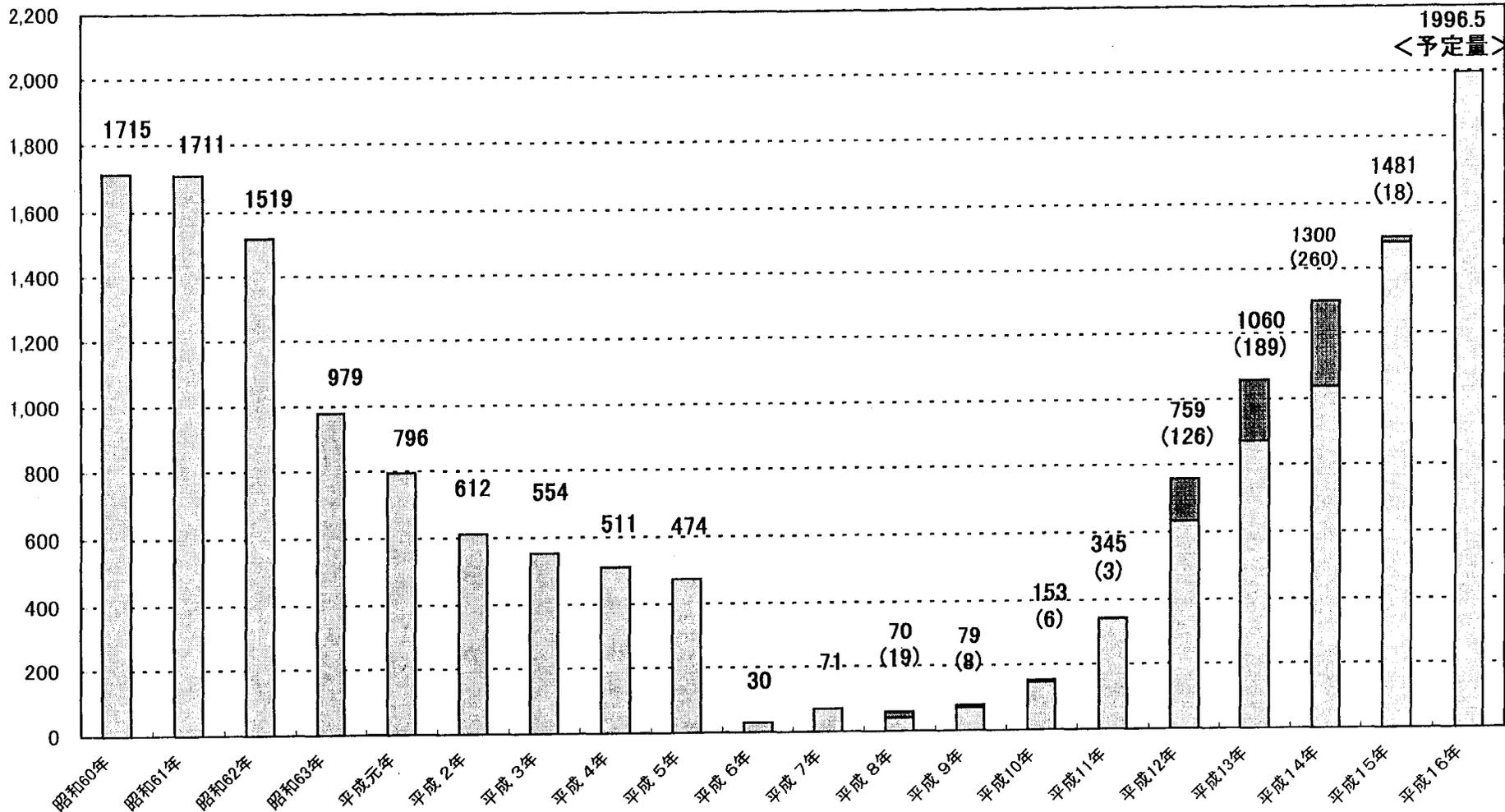
- 全生産量のうち、100万本のワクチンを融通対策として、製造業者及び販売業者が保管する。なお、その出荷については厚生労働省が調整する。
- 医療機関に対しては、全体の初回注文量が製造量を上回るような場合、実際の納入量は注文量を下回ることを伝え、過剰な注文とならぬよう協力を求める。  
過剰な注文とは、前年の使用実績を3割以上、上回ることが目安となる。

[医療機関]

- 上記内容に協力する。
- ワクチンが不足し、ワクチンを融通する場合は品質確保が重要となるため、規定された貯法（遮光して、10℃以下に凍結をさけて保存）を遵守する。

(万本)

# インフルエンザワクチン製造量の推移(平成16年6月30日現在)



□ 製造量    ■ 未使用量

( )は未使用量 ※平成7年以前の未使用量については不明